

402 介護予防訪問看護費

点検項目	点検事項	点検結果	
准看護師の訪問		☐ 該当	
理学療法士等の訪問		☐ 該当	訪問看護計画書及び訪問看護報告書
利用開始した月から12月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う	☐ 該当	
高齢者虐待防止措置実施の有無	次にあげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐ 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐ 該当	
業務継続計画策定の有無 (令和7年3月31日までの間、経過措置)	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐ あり	業務継続計画の策定
夜間加算	18時～22時	☐ 該当	サービス提供票
深夜加算	22時～6時	☐ 該当	サービス提供票
早朝加算	6時～8時	☐ 該当	サービス提供票
複数名訪問加算 (I)	1人で看護をおこなうことが困難な場合	☐ 該当	
	利用者又はその家族等の同意	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	両名とも保健師、看護師、准看護師又はP T、O T、S T	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
複数名訪問加算（Ⅱ）	1人で看護をおこなうことが困難な場合	☐	該当	
	利用者又はその家族等の同意	☐	あり	
	看護師等と看護補助者との訪問	☐	該当	
1時間30分以上の訪問看護	特別管理加算の算定者であり1時間30分以上の訪問看護をした場合	☐	該当	
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐	該当	同一建物減算
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	該当	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
	1月あたりの訪問回数が100回以下	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行うことができる体制	☐	あり	
	利用者の同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	早朝・夜間、深夜加算	☐	2回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	☐	なし	
	24時間対応体制加算の算定(医療保険)	☐	なし	
	看護業務負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備 (ア又はイを含むいずれか2項目以上を満たしている。)	☐	該当	
	ア 夜間対応した翌日の勤務感覚の確保	☐	該当	
	イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで	☐	該当	
	ウ 夜間対応後の暦日の休日確保	☐	該当	
	エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫	☐	該当	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	オ ICT, AI, IoT等の活用による業務負担軽減	☐	該当	
	カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	☐	該当	
	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行うことができる体制	☐	あり	
	利用者の同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	早朝・夜間、深夜加算	☐	2回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	☐	なし	
	24時間対応体制加算の算定(医療保険)	☐	なし	

点検項目	点検事項	点検結果		
特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☐	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐	あり	
特別管理加算（Ⅱ）	1 在宅自己腹膜灌（かん）流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼（とう）痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐	該当	主治医の指示書等
	2 人工肛（こう）門又は人工膀胱（ぼうこう）を設置している状態	☐	該当	主治医の指示書等
	3 真皮を越える褥瘡（じよくそう）の状態	☐	該当	主治医の指示書等
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☐	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐	あり	
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行っている	☐	該当	
	専門の研修を受けた看護師が一月に1回以上指定訪問看護を行っている	☐	該当	
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行っている	☐	該当	
	次に掲げる基準のいずれかに該当すること	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
理学療法士等の訪問による減算	イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている	☐ 該当	
	ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない	☐ 該当	

理学療法士等による訪問看護の評価の見直し（全体イメージ）

- 次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する
- ① 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
 - ② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	—	<u>8単位減算（新設）</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）</u>	<u>8単位減算（新設）</u>

介護予防訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は5単位減算（現行のまま）	<u>8単位減算（新設）※</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）※</u>	<u>8単位減算（新設）※</u>

※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算（新設）

点検項目	点検事項	点検結果		
初回加算(Ⅰ)	過去2月の利用実績がない	☐	該当	サービス提供記録等
	病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	☐	該当	
	初回加算(Ⅱ)を算定していない	☐	該当	
初回加算(Ⅱ)	過去2月の利用実績がない	☐	該当	サービス提供記録等
	初回加算(Ⅰ)を算定していない	☐	該当	
退院時共同指導加算	共同指導の内容を文書により提供	☐	あり	
	退院又は退所後に訪問	☐	あり	
	特別管理加算の対象者	☐	該当	
	初回加算の算定	☐	なし	
看護体制強化加算	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	☐	該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	☐	該当	
	3 指定介護予防訪問看護ステーションにおいては、指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び3の割合の記録(毎月)	☐	あり	台帳等(規定はなし)

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
------	------	------

2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ★は介護予防も同様の措置を講じる場合 ○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】
単位数	＜現行＞（R5まで） なし ＜改定後＞（R6から） 口腔連携強化加算 50単位/回（新設） ※1月に1回に限り算定可能
算定要件等	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。（新設） ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



81

サービス提供体制強化加算(I)	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☐	該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達又は技術指導等を目的とした会議開催	☐	該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数 7 年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☐ 該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数 3 年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☐ 該当	